

平成二十年五月二十三日提出
質問第四二〇号

長期休暇を取得している外務省職員に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木宗男

長期休暇を取得している外務省職員に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三八一号）を踏まえ、再度質問する。

- 一 「前回答弁書」によると、平成十六年度、十七年度、十八年度にそれぞれ十七名、平成十九年度に二十三名、平成二十年度に十九名と、各年度当初時点で外務省国際情報統括官組織において勤務していた非常勤職員の人数が明らかにされており、また、現在同組織における第四担当の幹部職員である加賀美正人氏が長期休暇を取得し始めてからも新たに非常勤職員を採用したことがあるとのことである。更に、国際情報統括官組織において職員が休暇を取得する際には、同組織の他の職員に対してその職員が休暇を取得している旨周知し、必要に応じてその職員の業務を代行している者に対して案件等を取り次ぐ様指導しているとの答弁がなされている。では現在、国際情報統括官組織において勤務している非常勤職員（以下、「非常勤職員」という。）は、皆加賀美氏が長期休暇を取得していることを承知していると理解してよいか。確認を求める。
- 二 「非常勤職員」は、皆加賀美氏が長期休暇を取得している理由並びにいつ長期休暇を終えるかについても承知しているか。

三 国際情報統括官組織として、「非常勤職員」に対して、加賀美氏が長期休暇を取得している理由並びにいつ長期休暇を終えるかについて教えているか。

四 「非常勤職員」が加賀美氏あてにかかってきた電話を受けた際または加賀美氏あての来客に対応する際、加賀美氏が不在であることについて、電話をかけてきた相手先または加賀美氏あての来客に対してどのような説明を行う様、指導がなされているのか説明されたい。

五 「非常勤職員」を除く国際情報統括官組織に勤務する職員が、加賀美氏あてにかかってきた電話を受けた際または加賀美氏あての来客を応対する際、加賀美氏が不在であることについて、電話をかけてきた相手先または加賀美氏あての来客に対してどのような説明を行っているのか説明されたい。

六 「非常勤職員」が加賀美氏あてにかかってきた電話を受けた際または加賀美氏あての来客に対応する際、加賀美氏は長期休暇を取得している旨の説明を行わず、加賀美氏が長期休暇を取得していることを隠すかの様に、ただ単に現在加賀美氏は席を外している旨の説明を行う様、指導しているという事実はあるか。

七 「非常勤職員」、特にその中でも第四国際情報官室において勤務している者の中で、加賀美氏が長期休

暇で不在であることにより、加賀美氏より決裁を得られず、自身がこなすべき業務がスムーズに終わらない、時間がかかってしまうといった不平不満は出ていないか。

八 「前回答弁書」でも外務省は、「国際情報統括官組織においては、御指摘の職員が休暇等により不在の場合には、所属部局の幹部職員等に新たに生じる事務負担についても勘案した上で、可能な範囲でこれらの幹部職員等にその事務を代行等させており、現時点で業務に支障が生じていないものである。」と、加賀美氏が不在であっても現時点では国際情報統括官組織における業務に支障は生じていないとの答弁をしている。では、国際情報統括官組織という我が国の外交上の情報処理等を担う極めて重要な部局の幹部が長期に亘り不在を重ねても、他の職員の負担とならず、更には業務に支障を来さないということは、加賀美氏が平素こなしている業務は質量ともにさほど重要ではなく、そもそも国際情報統括官組織の第四国際情報官室という部署の必要性は高くないということではないのか。前回質問主意書でも同様の質問をしたが、「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

右質問する。